

中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方
(案)

平成 14 年 8 月 2 日

はじめに

1. 検討の目的

海岸行政においては、平成11年に改正された海岸法に基づき、平成12年に「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」(以下、「海岸保全基本方針」という)を策定し、「国民共有の財産として美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代に継承していくことを海岸保全の基本理念として、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、これらが調和するよう総合的な海岸の保全を進めているところである。

しかしながら、社会資本整備をとりまく経済、社会情勢は、近年めまぐるしく変化しており、投資の効率性や有効性の検証、事業の透明性の確保、国民に対して目標と成果を明確に示す説明責任等の観点から、海岸行政の一層の充実が求められている。

一方、現行の第6次海岸事業七箇年計画は、津波、高潮、波浪による災害及び全国的に顕在化している海岸侵食に対処するとともに、自然と共生し快適でうるおいのある海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設及び海岸環境の整備を強力かつ計画的に推進し、もって国土の保全と民生の安定を図るとともに、国民の生活環境の向上に資することを目的として、平成8年に閣議決定された。

これに基づく整備により、防護済人口、面積は増加しているものの、依然として高潮等による被害が発生しているほか、既存の海岸保全施設は、伊勢湾台風等戦後の大災害を契機に緊急に整備されたものが多く、建設後相当の年数を経て施設の老朽化が顕著になりつつある。また、防災分野の情報化の推進や自然環境の保全、身近な海辺空間の整備等、地域住民等多様な主体との連携を一層推進し、地域とともに歩む海岸づくりを進めていくことが必要となっている。

本検討では、このような状況を踏まえ、新しい時代に対応した中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方を明らかとすることを目的としている。

なお、その内容については、現下の経済、社会情勢の変化に適切に対処したものとなるよう、十分に配慮する。

2.中期計画の必要性

現在、国や海岸管理者は、平成12年5月に国が定めた海岸保全基本方針に基づき、海岸の保全を進めているが、海岸保全基本方針は長期的な海岸保全の基本的な方向性、考え方を示したものであり、この基本方針に即した海岸保全を効率的かつ着実に実現していくためには、整備等の長期目標を可能な限り定量的に示すとともに、海岸保全の中期計画（以下、「中期計画」といふ。）として今後5年程度の当面の期間に実現すべき海岸保全の目標とその実現方策を明確にし、これに基づき各年度の施策・事業を進めていくことが必要である。

3.中期計画の策定にあたり配慮すべき事項

中期計画では、現下の経済、社会情勢や社会資本整備に対する社会的な要請を踏まえ、以下(1)から(5)の事項を明らかとする。

また、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方に対して、施策の透明性を確保し、国民の意見を反映することを目的に、パブリックコメントを実施する。

なお、中期計画は、海岸保全を取り巻く経済、社会情勢の変化に的確に対応していくため、計画期間中においても、必要に応じて見直すとともに、海岸保全基本方針への反映の必要性の検討を行う。

(1)国民に提供するサービス内容とサービス水準の明示

目標と成果を明確に示す説明責任の観点から、中期計画においては、国民に提供する海岸保全のサービス内容として政策目標（アウトカム（国民が享受できる便益））を、サービス水準としてアウトカム指標を明示する。

(2)国と地方の役割の明確化

海岸の保全は、国と地方が相互に協力して行うものとするが、中期計画においては、政策目標によって、国が施策の実施に最終的な責務を負うものと、地方が主体的に参画して、その実現を図っていくものとを明確にする。

(3)政策目標の達成に向けた主要な留意事項の明示

政策目標の実現に向け、様々な施策を効率的、効果的に実施していくため

の主要な留意事項を明示する。

(4)地域住民等多様な主体との連携の必要性の明記

整備計画の策定から海岸の管理までのあらゆる段階で、地域住民やNPO等の多様な主体と連携し、総合的な海岸保全を進めていくことを明記する。

(5)今後の海岸保全に関する国民理解の形成

アウトカム指標を活用した目標と成果の明示や整備効果の測定、ビジュアルな情報の提供により、海岸保全に関する国民の理解の形成を図る。

4.本報告書の構成

第1章において、海岸に関わる現状と課題を概観し、第2章にて中期計画の基礎となる海岸の保全に関する基本理念と国と地方の役割を示す。

次に、第3章において、海岸保全の政策目標とその達成状況を計測するアウトカム指標、目標値を明らかにする。また、目標を実現するための方策を明示する。

最後に、第4章において、政策目標の達成に向けた主要な留意事項を示す。

なお、目標に関する具体的数値については、関係機関との調整の後、記載するものとし、本報告書は、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方に関する枠組みや方向性について提言する。

第1章 海岸に関わる現状と課題

我が国は、四方を海に囲まれ、入り組んだ複雑な海岸線を有することから、海岸の延長は極めて長く約35,000キロメートルに及ぶ。また、国土狭あいで平野部が限られている我が国では、海岸の背後に、人口、資産、社会資本等が集積している。

我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している。このため、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るため海岸整備が進められてきた。

また、海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間であり、特に我が国の国土は南北に長大で寒冷帯から亜熱帯まで広がっていることから、多種多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成してきた。

一方、海岸は古くから漁業の場や港としての利用がなされるとともに、干拓による農地の開発等も多く行われ、生産や輸送のための空間としての役割を果たしてきた。さらに近年では、レジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。

このような中で、防災面では海岸保全施設の整備水準は未だ低く、津波、高潮、波浪等により依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の機能低下や老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進行してきている。さらに、沿岸部の開発等に伴う自然海岸の減少や自然生態系への負荷の増大に加え、海岸の汚損や海浜への車の乗入れ等無秩序な行為や適正でない行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。

価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。

第2章 海岸保全に関する基本理念

2.1 基本理念

海岸は、国土の狭い我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、近年の社会情勢及び国民意識の変化に伴い、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育てていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

2.2 海岸の保全に関する国と地方の役割

海岸の保全は、国と地方が相互に協力して行うものとする。その際、海岸保全施設の整備については、国が最終的な責務を負いつつ国又は地方公共団体が進めていくものとし、それ以外の日常的な海岸管理については、地方公共団体が主体的かつ適切に進めていく。

地方公共団体においては、地域住民やNPO等の多様な主体と連携し、地域の意向に十分配慮した海岸の保全を進めていく。なお、国土保全上極めて重要な海岸で地理的条件等により地方公共団体が管理することが著しく困難又は不適当なものについては、国が直接適切に管理する。

また、「新・生物多様性国家戦略」による対策の展開等、地球環境の視点や広域的な視点から保全が必要とされる海岸については、環境担当部局等関係機関と連携しつつ、国及び地方公共団体が協力して、その環境の保全を図っていく。

第3章 海岸の保全に関する政策目標

3.1 政策目標の体系

(1)政策目標 (アウトカム)

「災害からの海岸の防護」と「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を基本的事項として、海岸の保全を進めるに当たっての政策目標 (アウトカム)を表 - 1のように設定する。政策目標は、その達成により国民にどういふ成果がもたらされるか、国民にどのようなサービスが提供されるのかについて、具体的に明示したものである。

表 - 1 政策目標

| 政策目標 (大項目) | 政策目標 (小項目) |
|--|---|
| 政策目標) 人々は、津波、高潮、波浪などによる生命・財産・生活に関する被害が軽減される。 | 津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命・財産についての所要の安全性が確保される。 必要な情報が公開・伝達されており、住民は、被災を軽減するための適切な行動をとることができる。 侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。 大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・財産について所要の安全性が確保される。 |
| 政策目標) 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。 | 海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。 海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いが感じられる。 レジャー、スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。 |

(2)アウトカム指標と目標値

政策目標を実現していくにあたっては、達成状況を計測する指標（アウトカム指標）を設定するとともに、国民に提供されるサービス水準として、定量的な目標を明示する。

目標値は、現状と長期目標を示すとともに、今後5年程度の中期的に達成を図る目標（以下、「中期目標」という）を明確にする。

なお、長期目標は、現時点で想定され得る範囲で目標値を示したものであり、今後の状況変化により変わり得るものである。

(3)実現のための方策と投資額

中期目標を実現するための方策を示す。要する費用として投資額を示すことについては、社会情勢等を注視しつつ、必要性を含め検討する。

3.2 各政策目標

各政策目標（アウトカム）について、概要とアウトカム指標、目標値、実現のための方策の体系を図 - 1に示す。

中期目標は、関係機関との調整の後、具体の値を記載するものとし、本報告書においては、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方に関する枠組みや方向性を示している。

| 政策目標 (大項目) | 政策目標 [アウトカム] (小項目) | アウトカム指標 | 目標値 | | | 基本の方策 | 中期的な 具体的方策 |
|--|--|--|----------------|--------------------------|--|-------------------------|---|
| | | | 長期目標 | 中期目標 | 現状 | | |
| 人々は、津波、高潮、波浪などによる生命・財産・生活に関する被害が軽減される。 | 津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命・財産についての所要の安全性が確保される。 | 高潮・津波による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 380万人 14万ha | 未整備地区における海岸保全施設の新設整備 | 海岸保全施設の新設（地区で実施、kmを整備等） |
| | | 既存施設の機能が不十分なため、危険度が残る人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 140万人 6万ha | 機能が不足する海岸保全施設の効果的な整備 | 暫定施設の早期完成、老朽化施設の更新（km中 km（%）を整備等） |
| | | 水門閉鎖時間等津波等に備える準備が完了するまでの時間が不十分な地区数 割合 | ゼロ | 地区 % | 530地区 50% | 水門・閘門等の機能の高度化 | 水門等の閉鎖時間の短縮が必要な地区における水門等（地区、基）を整備 |
| | 必要な情報が公開・伝達されており、住民は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。 | 津波や高潮のハザードマップが必要な地区において作成されていない地区数 割合 | 高潮：ゼロ 津波：ゼロ | 高潮：地区 % 津波：地区 % | 高潮：1,500地区 88% 津波：1,200地区 62% | ハード・ソフト一体による総合的な防災機能の強化 | ハザードマップの作成（津波：地区で実施、圏域の%を加-高潮：地区で実施、圏域の%を加-等） |
| | | 海岸の危機管理機能に資する情報施設等が必要な地区において整備されていない地区数 割合 | ゼロ | 地区 % | 1,000地区 43% | | 津波・高潮防災ステーション（地区で実施）安全情報伝達施設（地区で実施）、危機管理高度化事業（地区で実施）等 |
| | 侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。 | 侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない延長 割合 | ゼロ | km % | 700 km 23% | 広域的な観点に立った総合的な侵食対策 | 現状汀線の保全対策（人工リーフ等による砂浜の保全）（km中 km（%）を整備等） |
| | | 汀線の回復が必要な地区において回復が図られていない延長 割合 | ゼロ | % | 44% | | かつての汀線の回復（養浜法等による砂浜の回復）（km中 km（%）を整備等） |
| | 大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・財産について所要の安全性が確保される。 | 耐震化が不十分な施設に防護されている人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 80万人 4万ha | 海岸保全施設の耐震化 | 施設の耐震化等を目的とした施設の更新（km中 km（%）を整備等） |
| | | ゼロメートル地帯において耐震化が不十分なため、地震水害の危険度が高い人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 30万人 2万ha | ゼロメートル地帯の海岸保全施設の耐震化 | 施設の耐震化等を目的とした施設の更新（km中 km（%）を整備等） |

所要の安全が確保」されているとは、各地域において適切に想定、推算した計画外力に対する安全が確保されていることをいう。

図 - 1 - 1 政策目標の体系 (その1)

| 政策目標 (大項目) | 政策目標 [アウトカム] (小項目) | アウトカム指標 | 目標値 | | | 基本的方策 | 中期的な 具体的方策 | |
|--|---------------------------------|---|--|----------|--------------------|-------------------------|--|--|
| | | | 長期目標 | 中期目標 | 現状 | | | |
| 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。 | 海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。 | 復元・創出された砂浜の延長・面積 | 約900km 約6,000ha | km ha | 470km 2,100ha | 砂浜の保全・回復 | 海浜(養浜等)の整備(地区で実施、km(%)を整備等)、侵食対策等の実施(地区で実施、km(ha)で実施等)調査・研究、データの蓄積 | |
| | | 維持されている砂浜の延長・面積 | 約3,000km 約11,000ha | km ha | 2,600km 9,000ha | | | |
| | | 後世に残すべき白砂青松等の優れた自然景観の数 | 約400地区 | 地区 | 320地区 | 白砂青松等の海岸の保全対策 | 砂浜、緑、景観の総合的な保全(地区で実施、km(ha)で実施等)調査・研究、データの蓄積 | |
| | | 保護・回復された貴重な生息生育空間の地区数 | 約600地区 | 地区 | 460地区 | | | |
| | 海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いが感じられる。 | 人々が海辺に親しむことができる海岸の地区数・割合・延長の向上、潤いの向上 | 約6,000地区 約7,000km | 地区 % | 5,400地区 53% | 親水性を向上させる安全性を持った海岸施設の整備 | 親水性施設整備や立ち入り(アセス)を可能とした施設整備(地区で実施、kmを整備) | |
| | | | 砂浜を有する海岸において、バリアフリー化された海岸の地区数・割合 | 約10% | % | | | 2% |
| | | 例 住民等が環境や利用の向上に積極的に参加している海岸の地区数・割合の向上、参加内容の深化 | - | - | 1,450地区 14% | 住民等による環境や利用に関する活動の推進 | 清掃活動、マナー向上活動等 地域との連携を支える仕組みの導入 | |
| | | レジャー、スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。 | 例 地先の海岸でレジャーやスポーツを楽しむことのできる地区数・割合の向上 | - | - | 2,270地区 22% | 海岸・海浜の利用条件を高める施設の整備 | 人工海浜等の整備、親水護岸、遊歩道の整備等 マナーの向上に向けた啓発活動の推進、地域特性に応じた海岸利用のルールづくり |
| | | | 例 自然体験、環境教育など様々な活動の場として利用されている海岸の地区数・割合の向上、活動内容の深化 | - | - | 1,170地区 12% | | |

- 政策目標の実現に、国が主体的な役割を果たすものであり、アウトカム指標及びその目標値は、全国共通とする。
- 政策目標の実現に、国と地方が一体となって取り組むものであり、アウトカム指標は全国共通だが、その目標値は地域特性による(目標値を()書きで記述)
- 政策目標の実現に、地方が主体的な役割を果たすものであり、アウトカム指標及びその目標値は地域特性による。国はアウトカム指標の例示や現状の状況等を提示する。

図 - 1 - 2 政策目標の体系 (その2)

(1)津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により 生命 財産に
ついての所要の安全性が確保される。

基本方針

現在、防護が必要な海岸のうち、既往の潮位等を考慮して決定した必要な施設の天端高等(以下、「所要の安全水準」という)を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分でなく、高潮、波浪等による被害は依然として多い。また、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。このため、今後とも防護に必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進める。また、既存の施設について、施設機能の適切な保持を図るため、維持補修を行うことにより耐久性の向上を図るとともに、老朽化等により再整備が必要な施設については、環境や利用に配慮しながら順次更新していく。

これらの対策を通じ、津波、高潮等の災害から、既往の潮位等を考慮して決定した計画高潮位に対して安全性を確保する。

また、水門・閘門等は、堤防や護岸と並び、重要な防護機能を有するが、津波や高潮による影響が発生する前に円滑に閉鎖できる体制が整っていないと本来の機能を発揮できない。したがって、閉鎖時間の短縮を図られるよう自動化・円滑操作化等施設の高度化を進める。

アウトカム指標と目標値

海岸保全施設が未整備である、または、老朽化や耐震対策などが求められる機能低下した施設によって防護されている地区が、現状人口380万人、面積14万haとなっているものを、中期的には、人口 万人、面積 haと現状のおよそ1/ 程度とし、長期的にはゼロまで低減することを目標とする。

実現のための方策

この目標を達成するため、中期的には、海岸保全施設の未整備地区における施設の新設整備(地区、 kmで実施)、暫定的施設の早期完成や老朽化した施設の更新(地区、 kmで実施)、機能の高度化が図られた水門等の整備(基)を行う

| | | | | |
|---|--|--|-----------------------------------|-----------------|
| 政策目標 (大項目) | . 人々は、津波、高潮、波浪などによる生命 財産 生活に関する被害が軽減される。 | | | |
| 政策目標 (小項目) | 津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命 財産についての所要の安全性が確保される。 | | | |
| アウトカム指標 ・ 目標値 | 防護が必要な海岸のうち、所要の安全水準を確保した海岸保全施設の整備は未だに十分ではなく、高潮、波浪等による被害は依然として多い状況にある。このため、今後とも、施設の計画的な整備を進め、生命 財産についての所要の安全性を確保していく | | | |
| | アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 |
| | 高潮・津波による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 380万人 14万 ha |
| | 既存施設の機能が不十分なため、危険度が残る人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 140万人 6万 ha |
| 水門閉鎖時間など津波等に備える準備が完了するまでの時間が不十分な地区数 割合 | ゼロ | 地区 % | 530地区 50% | |
| 実現のための方策 | 未整備地区における海岸保全施設の新設整備 ・海岸保全施設の新設 (地区で実施、 kmを整備等) 機能が不足する海岸保全施設の効果的な整備 ・暫定施設の早期完成、老朽化施設の更新 (km中 km (%)を整備等) 水門・閘門等の機能の高度化 ・水門等の閉鎖時間の短縮が必要な地区における水門等の自動化等 (地区、 基を整備) | | | |
| 整備イメージ】 | | | | |
|  |  |  | 堤防の補強 久保田海岸 (佐賀県久保田町) | |
|  |  |  | 閘門の自動化 名古屋港海岸 (愛知県名古屋市) | |
| 代表整備予定箇所 | 県 県 県 | 村 町 町 市 | 海岸 漁港海岸 海岸 港海岸 | |

(2)必要な情報が公開・伝達されており、住民は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。

基本方針

津波、高潮対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等ソフト面の対策も併せて講ずる必要がある。特に、過去に甚大な津波災害を受けたり、今後もその可能性が高いと考えられる地域、及び高潮災害に対する危険性が高いと考えられる地域については、堤防、津波防波堤等の海岸保全施設の整備だけでなく、危機管理の観点から、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保等のソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を行うよう努める。

住民に公開すべき情報としては、想定される津波や高潮による浸水域等を表したハザードマップの作成により、災害危険度情報を共有することが有効である。そのため、津波や高潮のハザードマップについては、今後積極的に技術開発を進めるとともに、その知見を踏まえ、地方公共団体における作成を促進していくこととする。

また、迅速な避難及び情報伝達の観点から、海岸危機管理機能高度化事業、安全情報伝達施設整備、津波・高潮防災ステーションの整備等を推進し、海岸の危機管理機能の高度化を図っていく。

アウトカム指標と目標値

ハザードマップが必要な地区では、中期的には、高潮を対象して 地区（ % ）、津波を対象として 地区（ % ）において作成・公開することを目標とする。長期的には、必要とされる地区全てにおいて、ハザードマップを作成・公表する。

また、安全情報の伝達施設等の情報関連施設が必要な地区では、中期的には、 地区（ % ）において整備されていることを目標とする。長期的には、必要とされる海岸全てにおいて、情報関連施設を整備する。

なお、中期目標、長期目標の値については、地域特性を考慮して設定する。

実現のための方策

以上の目標を達成するため、中期的には、 地区においてハザードマップの作成を促進し、 地区において海岸危機管理機能高度化事業、安全情報伝達施設整備、津波・高潮防災ステーションの整備等を図る。

政策目標 (大項目) . 人々は 津波 高潮 波浪などによる生命 財産 生活に関する被害が軽減される。

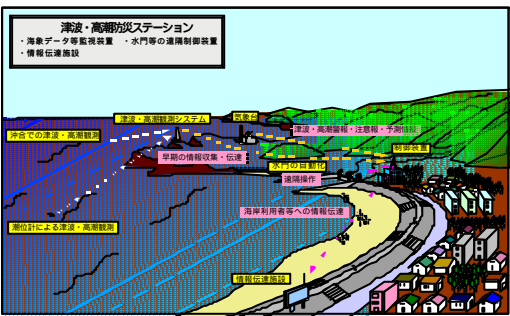
政策目標 (小項目) 必要な情報が公開 伝達されており、住民は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。

アウトカム指標
 津波、高潮対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく適切な避難のための迅速な情報伝達等ソフト面の対策も併せて講じる。特に、過去に甚大な津波災害を受けたり、今後もその可能性が高いと考えられる地域、及び高潮災害に対する危険性が高いと考えられる地域については、堤防、津波防波堤等の海岸保全施設の整備だけでなく危機管理の観点から、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保等のソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を推進する。

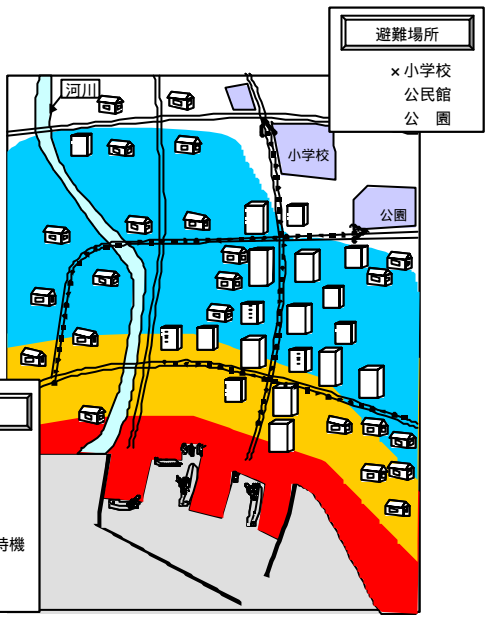
| アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 |
|--|------------------|------------------------|------------------------------------|
| 津波や高潮のハザードマップが必要な地区において作成されていない地区数 割合 | 高潮 :ゼロ 津波 :ゼロ | 高潮 : 地区 % 津波 : 地区 % | 高潮 :1,500地区 88% 津波 :1,200地区 62% |
| 海岸の危機管理機能に資する情報施設等が必要な地区において整備されていない地区数 割合 | ゼロ | 地区 % | 1,000地区 43% |

実現のための方策
 ハード・ソフト一体による総合的な防災機能の強化
 ・ハザードマップの作成 (津波：地区で実施、圏域の %をカバー、高潮：地区で実施、圏域の %をカバー)
 ・海岸危機管理機能高度化事業：地区で実施、安全情報伝達施設：地区で実施、津波 高潮防災ステーション：地区で実施

【整備イメージ】



上図：津波 高潮防災ステーションのイメージ



右図：ハザードマップのイメージ

代表整備予定箇所
 県 村 海岸
 県 町 漁港海岸
 県 市 海岸
 港海岸

(3)侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。

基本方針

侵食が進行している海岸にあっては、消波工、離岸堤等により現状の汀線を保全することを基本的な目標とする。さらに、必要な場合には、養浜、離岸堤等により、汀線の回復を図ることを目標とする。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。また、領土・領海の保全の観点から重要な岬や離島における侵食対策を推進する。

侵食対策としては、施設の整備と併せ、広域的な漂砂の動きを考慮して、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所へ砂を補給する等構造物によらない対策も含めて土砂の適切な管理を推進する。

アウトカム指標と目標値

海岸管理者が防護を要するとしている海岸のうち、現状汀線の防護が完了しておらず侵食が進行している海岸は、全国で700kmあり、毎年haの砂浜が失われている。このため、侵食が進む海岸を、中期的には %、長期的にはゼロとすることを目標とする。併せて、失われたかつての汀線についても、回復が求められている全ての海岸で回復を図ることを長期目標とする。

実現のための方策

以上の目標を達成するために、中期的には、 kmの海岸において、潜堤、人工リーフ等の設置による砂浜の保全を図るとともに、 kmの海岸において、養浜等により砂浜の回復を図る。

| 政策目標 (大項目) | 人々は、津波、高潮、波浪などによる生命、財産、生活に関する被害が軽減される。 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|--------------|------|-----|-----------------------------|----|---------|--------------|-------------------------------|-------|-------|-----|
| 政策目標 (小項目) | 侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。 | | | | | | | | | | | | |
| アウトカム指標 ・ 目標値 | <p>我が国は、高潮や津波とならび海岸侵食等の災害も発生しており、貴重な国土が失われていく懸念がある。この、保全のもう一つの側面である侵食について、現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、広域的な観点から適切な防護措置により、貴重な国土を保全する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th>長期目標</th> <th>中期目標</th> <th>現 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない延長割合</td> <td>ゼロ</td> <td>km %</td> <td>700km 23%</td> </tr> <tr> <td>汀線の回復が必要な地区において回復が図られていない延長割合</td> <td>(%)</td> <td>(%)</td> <td>44%</td> </tr> </tbody> </table> | アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 | 侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない延長割合 | ゼロ | km % | 700km 23% | 汀線の回復が必要な地区において回復が図られていない延長割合 | (%) | (%) | 44% |
| アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 | | | | | | | | | | |
| 侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない延長割合 | ゼロ | km % | 700km 23% | | | | | | | | | | |
| 汀線の回復が必要な地区において回復が図られていない延長割合 | (%) | (%) | 44% | | | | | | | | | | |
| 実現のための方策 | <p>広域的な観点に立った総合的な侵食対策 ・現状汀線の保全対策 (消波堤、離岸堤等) (km中 km (%) を整備等) ・かつての汀線の回復 (養浜、離岸堤等) (km中 km (%) を整備等)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>【整備イメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: left; padding-left: 20px;"> <p>離岸堤の整備による 砂浜の再生</p> <p>皆生海岸 (鳥取県米子市)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: left; padding-left: 20px;"> <p>余市海岸 (北海道石狩湾沿岸)</p> </div> </div> | | | | | | | | | | | | | |
| 代表整備予定箇所 | <p>県 村 海岸 県 町 漁港海岸 県 市 海岸 港海岸</p> | | | | | | | | | | | | |

(4)大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・財産について
所要の安全性が確保される。

基本方針

大規模な地震の発生により、海岸保全施設が機能低下した場合には、背後の生命・財産についての所要の安全性が確保出来なくなるほか、ゼロメートル地帯においては、海岸保全施設の機能低下により、通常の潮位であっても浸水被害(地震水害)が発生する懸念がある。

このため、潮位に比して背後地の地盤高が低いゼロメートル地帯等の地域や三大湾を始めとする背後に人口・資産が集積した地域にあつては、過去の高潮や津波による災害も十分勘案し、防護の水準や外力について見直しを行い、必要に応じ、施設の耐震性の強化等により高い安全性を確保する。

アウトカム指標と目標値

海岸保全施設の耐震性が不十分なために安全性が確保されていない地区は、現状で人口80万人、面積4万haである。中期的には、人口 万人、面積 万haと現状のおよそ1/ 程度とし、長期的にはゼロとすることを目標とする。

なかでも、人口・資産が集積する三大湾をはじめとするゼロメートル地帯については、大規模地震に対してより高い安全性の確保が求められており、地震水害等の危険度が高い地区が現状で、人口30万人、面積2万haであり、中期的には、人口 万人、面積 万人、長期的にはゼロとすることを目標とする。

実現のための方策

以上の目標を達成するために、 kmの施設について、また、ゼロメートル地帯については kmの施設について、耐震化等を目的とした更新を行う

| 政策目標 (大項目) | . 人々は、津波、高潮、波浪などによる生命、財産、生活に関する被害が軽減される。 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--------------|--|---------|------|------|-----|-------------------------|----|-------------------|--------------|---|----|-------------------|--------------|
| 政策目標 (小項目) | 大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命、財産について所要の安全性が確保される。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| アウトカム指標 ・ 目標値 | <p>大規模な地震の発生により、海岸保全施設が機能低下した場合には、背後の生命、財産についての所要の安全性が確保出来なくなる恐れがある。また、ゼロメートル地帯では、海岸保全施設の機能低下により、通常の潮位でも浸水被害(地震水害)が発生する懸念がある。このため、海岸保全施設が大規模な地震に対して十分な強度を有するよう強化し、生命、財産の安全性を確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th>長期目標</th> <th>中期目標</th> <th>現 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化が不十分な施設に防護されている人口・面積</td> <td>ゼロ</td> <td>万人 ha 現状の1/</td> <td>80万人 4万ha</td> </tr> <tr> <td>ゼロメートル地帯において耐震化が不十分なため、地震水害の危険度が高い人口・面積</td> <td>ゼロ</td> <td>万人 ha 現状の1/</td> <td>30万人 2万ha</td> </tr> </tbody> </table> | | | | アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 | 耐震化が不十分な施設に防護されている人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 80万人 4万ha | ゼロメートル地帯において耐震化が不十分なため、地震水害の危険度が高い人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 30万人 2万ha |
| アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 | | | | | | | | | | | | | |
| 耐震化が不十分な施設に防護されている人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 80万人 4万ha | | | | | | | | | | | | | |
| ゼロメートル地帯において耐震化が不十分なため、地震水害の危険度が高い人口・面積 | ゼロ | 万人 ha 現状の1/ | 30万人 2万ha | | | | | | | | | | | | | |
| 実現のための方策 | 海岸保全施設の耐震化 施設の耐震化、老朽化施設の更新等 (km中 km (%) を整備 等) ゼロメートル地帯の海岸保全施設の耐震化 防護水準 計画外力の見直し、施設の機能強化 (km中 km (%) を整備等) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【整備イメージ】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震による海岸保全施設の被災状況 神戸港海岸 (兵庫県神戸市) | | 上 軟弱地盤上の変状した堤防の状況 右 地盤改良工事の様子 有明海岸 (佐賀県福富町) | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表整備予定箇所 | 県 | 村 | 海岸 | | | | | | | | | | | | | |
| | 県 | 町 | 漁港海岸 | | | | | | | | | | | | | |
| | 県 | 市 | 海岸 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 港海岸 | | | | | | | | | | | | | |

(5)海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。

基本方針

海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在している。また、白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観の一部を形成しているところである。

これら海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避すべきであり、また、越波や海岸侵食が周辺の生物環境に与えている影響についても考慮する必要がある。特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の学術上貴重な自然、生物の重要な生息生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分配慮する必要がある。

このため、海浜の整備、侵食対策、砂浜・緑・景観の総合的な保全対策等を進めるとともに、工作物を設置する場合には、海岸の動植物に配慮した施設の整備、希少動植物の保護に配慮した施設の整備を進め、自然と共生する海岸環境の保全を図る。また、既存の施設についても、海岸の生物の生息生育の観点から十分配慮する。

アウトカム指標と目標値

砂浜は、現時点において4,800kmであり、うち復元・創出されたものは470km、2,100haである。また、対策を講じて現状を維持しているものが2,600km、9,000haである。復元・創出された砂浜については、中期的に km、 ha、長期的には約900km、約6,000haとすることを目標とする。また、維持されている砂浜については、中期的に km、 ha、長期的には約3,000km、約11,000haとすることを目標とする。

後世に残すべき白砂青松等の優れた景観については、現状で320地区であるが、中期的に 地区、長期的には約400地区とすることを目標とする。一方、生物の生息生育環境に関して、保護・回復された貴重な生息域が460地区あり、中期的に 地区、長期的に約600地区とすることを目標とする。

なお、中期目標、長期目標の値については、地域特性を考慮して設定する。

実現のための方策

以上の目標を達成するために、中期的には、海浜の整備を 地区、 km、養浜、潜堤、人工リーフ等の設置等侵食対策を 地区、 km、砂浜・緑・景観の総合的な保全対策を 地区、 kmで行う

| 政策目標 (大項目) | 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-------------------------------|--|----------------------------|---|--|--|-------------------------------|-----------------|-------------------------|----------|----------------------|------------------------|--------|--------|-------|-----------------------|--------|--------|-------|
| 政策目標 (小項目) | 海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アウトカム指標 ・ 目標値 | <p>海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在している。また、白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観の一部を形成している。これら海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避すべきであり、喪失した自然の復元や景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全と整備を図る。特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分配慮する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th>長期目標</th> <th>中期目標</th> <th>現 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復元・創出された砂浜の延長・面積</td> <td>約 900km 約6,000 ha</td> <td>km ha</td> <td>470km 2,100 ha</td> </tr> <tr> <td>維持されている砂浜の延長・面積</td> <td>約3,000 km 約11,000 ha</td> <td>km ha</td> <td>2,600 km 9,000 ha</td> </tr> <tr> <td>後世に残すべき白砂青松等の優れた自然景観の数</td> <td>約400地区</td> <td>(地区)</td> <td>320地区</td> </tr> <tr> <td>保護・回復された貴重な生息・生育地の地区数</td> <td>約600地区</td> <td>(地区)</td> <td>460地区</td> </tr> </tbody> </table> | アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 | 復元・創出された砂浜の延長・面積 | 約 900km 約6,000 ha | km ha | 470km 2,100 ha | 維持されている砂浜の延長・面積 | 約3,000 km 約11,000 ha | km ha | 2,600 km 9,000 ha | 後世に残すべき白砂青松等の優れた自然景観の数 | 約400地区 | (地区) | 320地区 | 保護・回復された貴重な生息・生育地の地区数 | 約600地区 | (地区) | 460地区 |
| アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 復元・創出された砂浜の延長・面積 | 約 900km 約6,000 ha | km ha | 470km 2,100 ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 維持されている砂浜の延長・面積 | 約3,000 km 約11,000 ha | km ha | 2,600 km 9,000 ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 後世に残すべき白砂青松等の優れた自然景観の数 | 約400地区 | (地区) | 320地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保護・回復された貴重な生息・生育地の地区数 | 約600地区 | (地区) | 460地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実現のための方策 | <p>砂浜の維持・回復・創出 ・海浜(養浜、離岸堤等)の整備(地区で実施、km(%)を整備等) ・海浜における侵食対策等の実施(地区で実施、km(ha)で実施等) 白砂青松の海岸の保全対策 ・砂浜・緑・景観の総合的な保全(地区で実施、km(%)を整備等) 動植物が生息・生育する環境の維持と回復 ・動植物の生息・生育環境に配慮した構造となっている延長(地区(km)で実施)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【整備イメージ】 | <table border="0"> <tr> <td></td> <td>天橋立 宮津港海岸 (京都府宮津市)</td> <td></td> <td>気比の松原 敦賀港海岸 (福井県敦賀市)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハクセン シオマネキの生息 樋合漁港海岸 (熊本県松島町)</td> <td></td> <td>ウミガメの生息 羽根根本海岸 (高知県室戸市)</td> </tr> </table> |  | 天橋立 宮津港海岸 (京都府宮津市) |  | 気比の松原 敦賀港海岸 (福井県敦賀市) |  | ハクセン シオマネキの生息 樋合漁港海岸 (熊本県松島町) |  | ウミガメの生息 羽根根本海岸 (高知県室戸市) | | | | | | | | | | | | |
|  | 天橋立 宮津港海岸 (京都府宮津市) |  | 気比の松原 敦賀港海岸 (福井県敦賀市) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | ハクセン シオマネキの生息 樋合漁港海岸 (熊本県松島町) |  | ウミガメの生息 羽根根本海岸 (高知県室戸市) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表整備予定箇所 | <table border="0"> <tr> <td>県</td> <td>村</td> <td>海岸</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>町</td> <td>漁港海岸</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>町</td> <td>海岸</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>市</td> <td>港海岸</td> </tr> </table> | 県 | 村 | 海岸 | 県 | 町 | 漁港海岸 | 県 | 町 | 海岸 | 県 | 市 | 港海岸 | | | | | | | | |
| 県 | 村 | 海岸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | 町 | 漁港海岸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | 町 | 海岸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | 市 | 港海岸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(6)海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いが感じられる。

基本方針

地域社会の生活環境の向上に寄与するため、人々が海岸の水辺に親しむことができ、日常生活に潤いが感じられる環境を充実していくことを目標とする。特に、堤防等によって、海辺へのアクセスが分断されることのないよう必要に応じ階段の設置等施設の構造への配慮を行うとともに、さらに親水性を有した階段護岸や緩傾斜堤防等の整備を推進する。その際、高齢者や障害者等が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、施設のバリアフリー化に努める。

一方、海岸の利用には住民の関わりが重要であり、住民参加型エコ・コースト事業の実施などを通じて、積極的に住民等が環境や利用の向上に参加できる環境づくりが必要である。また、地域住民の参加による清掃活動やマネー向上活動、さらには里浜づくりなどの積極的な住民の参加を奨励していく。

アウトカム指標と目標値

海辺に親しむことができる海岸は、現状で5,400地区(53%)、6,700kmであるが、中期的に 地区(%)、 km、長期的には約6,000地区、約7,000kmとすることを目標とする。これらのうち、バリアフリー対策が実施された海岸は、2%であるが、中期的に %、長期的には約10%とすることを目標とする。

なお、中期目標、長期目標の値については、地域特性を考慮して設定する。

また、例えば、清掃活動等の管理に地域住民等が参加している海岸の地区数等をアウトカム指標とし、1,450地区(14%)である現状値の向上を図る。

実現のための方策

以上の目標を達成するために、中期的には、親水性施設の整備や海辺へのアクセスを可能とする施設整備を 地区、 km、スロープや安全施設等の整備によるバリアフリー対策を 地区で行う

| | | | | |
|--------------|---|-----------------------|---------------|----------------------------|
| 政策目標 (大項目) | 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。 | | | |
| 政策目標 (アウトカム) | 海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いを感じられる。 | | | |
| アウトカム指標 | <p>地域社会の生活環境の向上に寄与するため、人々が海岸の水辺に親しむことができ、日常生活に潤いを感じられる環境を充実していく。特に、堤防等によって、海辺へのアクセスが分断されることのないよう、必要に応じ階段の設置等施設の構造への配慮を行うとともに、さらに、階段護岸や緩傾斜堤防等の整備を推進する。その際、高齢者や障害者等が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、施設のバリアフリー化に努める。</p> | | | |
| 目標値 | アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 |
| | 人々が水辺に親しむことのできる海岸の地区数・割合・延長の向上、潤いの向上 | 約6,000地区 約7,000 km | 地区 % km | 5,400地区 53% 6,700 km |
| | 砂浜を有する海岸において、バリアフリー化された海岸の地区数 割合 | 約 10% | % | 2% |
| | 例 住民等が環境や利用の向上に積極的に参加している海岸の地区数 割合の向上、参加内容の深化 | - | - | 1,450地区 14% |
| 実現のための方策 | <p>安全性と親水性を向上させる海岸施設の整備 親水性施設整備や立ち入り (アクセス) を可能とした施設整備 (地区で実施、 kmを整備) 海岸のバリアフリー対策 バリアフリー対策 (スロープ、安全施設等) の実施 (地区 (%) で実施等) 住民による環境や利用に関する活動の推進 ・清掃活動、マナー向上活動等</p> | | | |
| 整備イメージ】 | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>熱海港海岸 (神奈川県熱海市)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>地域住民による 海岸美化活動 竹野海岸 (兵庫県竹野町)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>漁業に利用 されている海岸 奥戸漁港海岸 (青森県大間町)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>バリアフリーに 配慮した整備 浦港海岸 (兵庫県東浦町)</p> </div> </div> | | | |
| 代表整備予定箇所 | 県 | 村 | 海岸 | |
| | 県 | 町 | 漁港海岸 | |
| | 県 | 町 | 海岸 | |
| | 県 | 市 | 港海岸 | |

(7)レジャー・スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。

基本方針

海岸は、古来から地域社会において祭りや行事の場として利用されており、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。近年は、人々のニーズも社会のあらゆる分野で高度化、多様化しており、海岸も、海水浴等の利用に加え様々なレジャーやスポーツ、体験活動・学習活動の場及び健康増進や憩いの場などとしての利用がなされてきている。

このため、海岸が有している様々な機能を十分生かし、公衆の適正な利用を確保していくため、人工海浜、海浜公園等の海洋性レクリエーションの拠点となる施設の整備、親水護岸や遊歩道など海岸の多様な利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。

レジャーやスポーツ等の海洋性レクリエーション等による海岸利用に当たり、自然環境をはじめ海岸環境へ悪影響を及ぼさないよう、マナーの向上に向けた利用者に対する啓発活動を推進する。

アウトカム指標と目標値

例えば、地元や広域的な地域の人々が海洋性レクリエーションを楽しむことができる地区数、地元地域の伝統行事や自然体験・学習などで利用されている海岸地区数をアウトカム指標とし、それぞれ2,270地区(22%)、1,170地区(12%)である現状値の向上を図る。

実現のための方策

地域特性を考慮しつつ、人工海浜、海浜公園等の海洋性レクリエーションの拠点となる施設や親水護岸等の海岸の多様な利用を支援するための施設の整備を進める。

また、既存施設についても、人々の適正な利用の確保の観点を十分配慮する。

| | | | | |
|---|---|--|------|----------------|
| 政策目標 (大項目) | 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。 | | | |
| 政策目標 (アウトカム) | レジャー・スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。 | | | |
| アウトカム指標 | 海岸は、古来より地域社会の行事の場として利用され、最近では海水浴の利用をはじめ、様々なレジャーやスポーツ、体験活動、学習活動の場及び健康増進や憩いの場などとしての利用がなされてきている。このような海岸が有している様々な機能を十分活かし、公衆の適正な利用を図ると共に、多くの人々が海洋性レクリエーションを楽しみ、また、伝統行事や自然体験・学習など多様な利用が図られるような環境を充実する。 | | | |
| 目標値 | アウトカム指標 | 長期目標 | 中期目標 | 現 状 |
| | 例 地先の海岸でレジャーやスポーツが楽しめる地区数・割合の向上 | - | - | 2,270地区 22% |
| | 例 自然体験 環境教育など様々な活動の場として利用されている海岸の地区数 割合の向上、活動内容の深化 | - | - | 1,170地区 12% |
| 実現のための方策 | 海岸・海浜の利用条件を高める施設の整備 ・人工海浜、海浜公園等の整備 ・親水護岸、遊歩道の整備等 | | | |
| 【整備イメージ】 | | | | |
|  | |  | | |
| 環境教育活動 窪川海岸 (高知県窪川町) | | 海を渡る祭礼 青島漁港海岸 (宮崎県宮崎市) | | |
|  | |  | | |
| ガタリンピック 七浦海岸 (佐賀県鹿島市) | | マリンスポーツ 箱崎漁港海岸 (岩手県釜石市) | | |
| 代表整備予定箇所 | 県 | 村 | 海岸 | |
| | 県 | 町 | 漁港海岸 | |
| | 県 | 市 | 海岸 | |
| | | | 港海岸 | |

第4章 政策目標の達成に向けた主要な留意事項

今後の海岸保全は、経済・社会情勢の変化に一層的確に対応しつつ、国民本位・成果重視の施策を展開していくために、本章に掲げる事項に留意しながら、政策目標の実現に向けて行政・地域が一丸となった広範な取組を進める。

4.1 広域的・総合的な視点からの取組の推進

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

(1)ハード・ソフト一体となった総合的な防災体制の確立

これまでの海岸保全は施設の整備による安全水準（防護水準）の向上に重点が置かれ、その結果全国の海岸における防護水準は着実に向上してきた。しかし、地域によっては、想定される大規模な津波・高潮に対して海岸保全施設が未だ十分な安全水準を提供し得ない場合があるほか、想定以上の津波・高潮が来襲し、施設が機能しない場合もある等、津波・高潮等の災害に対して海岸保全施設のみで対処することには限界がある。

今後の海岸事業においては、災害に対する安全の確保について、想定される外力と海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況等に基づいて的確な被災の想定を行い、海岸保全施設によって防護するハード面での対策と、迅速な避難等災害時の対応方法に関する情報伝達や防災体制の強化などソフト面での対策の補完を併せた総合的な防災対策を推進する。

具体的には、機能低下が顕著な海岸保全施設の大規模な改修や耐震強化を実施するとともに、海岸保全施設に関する基礎的情報の蓄積・開示、津波・高潮ハザードマップの作成支援、防災情報提供体制の整備、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及のための活動支援等を強化し、関係地方公共団体と協力して、ハード・ソフト一体となった総合的な防災体制の確立を図る。

また、連たんする背後地を一体的に防護する必要があることから、海岸だけ

でなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な施設整備を推進する。

(2)総合的な土砂管理対策の推進等

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生することから、抜本的に対応していくため、関係する機関と連携して、海岸地形のモニタリングを行うとともに、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫やサンドバイパスによる土砂の融通等を含む取組や、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう総合的な土砂管理対策と連携した取組を進める。

また、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

(3)海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携

海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進、自然との共生の促進及び観光振興への寄与等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

4.2 地域との連携の促進と海岸を大切にす活動の育成

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、海岸の特性や地域の意向に十分配慮するとともに、地域の人々との連携を図り、地域の実態に即した海岸づくりを進める必要がある。

(1)生物の生息生育環境と調和した海岸づくり

生物の生息生育環境と調和した海岸づくりは、従来に比べてより高度で未確立な技術の範囲に入る。このため、個々の事業毎に、計画や設計段階で、十分な検討を行い、海岸環境の保全と整備を進める。

また、近年、地域住民やNPO等による自然環境の保全やよりよいまちづくり等を目指した調査活動、交流活動等のボランティアな活動が盛んになり、社会での認知も高まってきており、海岸管理等、人材やネットワークを必要とす

る対策等において、これらの人々の積極的な参画が図られるよう支援していくことが必要である。

(2)地域が主体となった海岸における活動への支援

海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やNPO等の協力を得た先導的な取組が種々行われており一層これを推進するほか、参加しやすい仕組みづくりを支援する。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境が悪化しないようモラルの向上を図るための啓発活動を支援する。こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸を身近な環境空間として認識し、大切にすることを意識の普及を図るとともに、環境教育及び地域住民やNPO等の活動が推進されるよう配慮する。

(3)海岸における地域の固有の文化の形成

海岸は、漁業活動や地域の伝統行事の場となっている等、海岸の有する自然や風土が地域の個性や文化を育てている。また、観光資源や健康増進の場となる等、まちづくりや地域づくりにおいても重要な空間である。この海岸の機能が施設と調和して、海岸の整備が地域の個性や文化の形成に資するものであることを基本に据える必要がある。

海岸における地域の固有の文化は、地域住民やNPO等の活動により伝承されるものであることから、必要に応じ、その活動の基盤づくりの支援に努める。また、伝統的な活動空間の確保、外観のデザインや素材の選択等、従来の施設整備に不足していた地域環境の重要な要素となるための施設整備のあり方も検討していく。

(4)地域特性に応じた海岸利用のルールづくり

海岸の適正な利用を促進していくためには、安全な利用に配慮した海岸保全施設の整備に努めるとともに、地域住民やNPO等の活動との連携の下、地域特性に応じた海岸利用のルールづくり、安全で適正な利用に必要な情報の提供を推進していくことが重要である。特に、海岸の保全のために実施が必要である、不適切な行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう配慮する。

(5)地域住民やNPO等の活動との連携を支援する仕組み等の充実

計画段階からの地域住民の参画等、行政と地域住民やNPO等の活動とが

連携した海岸保全是、全国の種々の海岸で試みられており、今後、全国のモデルとなるような連携の試みを支援するとともに、各地域の創意工夫による地域毎の独自の取組の状況をフォローアップしながら、連携内容、連携を支える仕組み等を充実させていく。

4.3 調査研究及び情報提供の推進

(1)各種調査研究の充実

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等効果的な防災対策に関する調査研究、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、自然海岸の減少や自然生態系への負荷の増大に対処するための自然環境に配慮した保全・管理に関する調査研究、新工法や事業評価手法等種々の課題に関する研究開発等を推進していく。

特に、海岸に関する調査研究は、ハード面の技術を中心に進められてきているが、今後は、これらの一層の充実とともに、土地利用の調整や保険制度等を含めたソフト面についても、総合的な対策の調査研究、技術開発を進める。また、引き続き、多種多様な海岸環境及び越波や海岸侵食が周辺の生物環境に与えている影響を的確に評価する手法の確立に向けて調査研究を進め、必要に応じて、アウトカム指標の改良等に反映していく。

さらに、民間活力の活用が可能な分野については、民間との共同・連携事業を推進し、PF 等の方策実現の可能性を含め、検討を進める。

(2)海岸に関する情報収集、提供、活用の推進

海岸に関する情報については、長大な延長を有する我が国の海岸線で、海岸管理者等が国土保全を目的に海岸保全施設を効率的に整備していくために必要であるほか、防護の観点から、国民の生命・財産の安全に直接影響するものであることから、行政の基本的責務として、国民に海岸保全施設の安全水準（性能）を開示していく。併せて、海岸事業の重要性について正確な理解が得られるよう、また、災害時の適切な避難が可能となるよう津波、高潮等による浸水想定区域等を記載したハザードマップ等を地方公共団体が作成する際に必要となる基礎情報の提供とそのための技術力の向上を進める。

また、自然と共生する海岸環境の保全と整備を支援するため、未だ蓄積

が不十分な海岸環境に関する情報の収集・整理と分析を行い、その結果の公開を通じて関係者間の認識の共有に努める。

さらに、適正で安全な海岸利用を促進するため、海岸を身近に感じることができる海岸づくりを推進するとともに、海象・気象等の情報や海岸で行われるイベント、活動の開催情報等の提供に努める。

こうした海岸の各種情報については、地域住民やNPO等の活動から得られたものも含め、的確に収集・整理し、公開・活用するための仕組みづくりの検討やネットワークの構築支援を進めていく。

(3)新たな問題に対応する調査研究の推進

現在、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害等の影響が生ずる恐れがあることから、潮位、波浪等について監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。

また、民間を含めた幅広い分野と情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、国際的な技術交流等を図り、広くそれらの成果の活用と普及に努める。

4.4 その他

個別事業の実施にあたっては、客観的な指標により事業評価（新規事業採択時評価、再評価、事後評価）を行い、透明性を確保するとともに、政策課題に対応した事業を重点的に実施し、投資効果の向上と早期発現を図る。

昭和30年代から本格的に整備されてきた海岸保全施設は、建設後50年を迎える施設が次第に増加し、これらの施設の老朽化等が進んでいるため、施設が十分な機能を発揮するよう適切な維持管理が必要である。また、耐震性の強化対策や水門・陸閘の自動化・高度化等、既存施設の強化も重要である。

このような既存施設の適切な維持管理・強化が必要な一方で、新たな施設整備に関しても、将来の維持管理を見込んだ対策を当初から盛り込む等、ライフサイクルを通じたコストの最小化を図るため、海岸保全施設の老朽化の程度を系統的に評価する方法を検討し、より一層効率的な海岸保全施設の新設・維持管理・更新を実施していく。

コスト縮減については、引き続き、地域の要請や社会の動向等を的確に把

握しつつ、計画手法や基準の見直し等による工事コストの低減、整備効果の早期発現による時間的コストの低減等による総合的な視点から海岸保全施設のコストの低減等に努める。